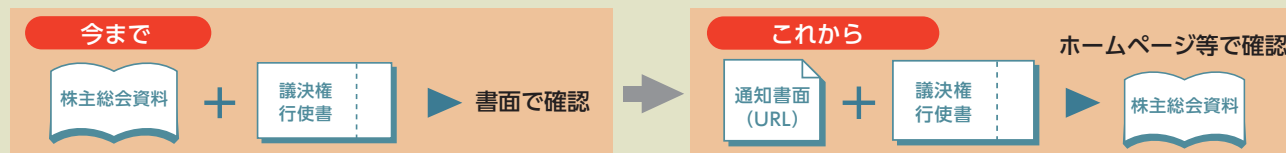


株主総会資料の電子提供制度に関するご案内

会社法の改正により、**2023年3月以降に開催される株主総会**から、株主さまへは株主総会資料をインターネット経由で**電子提供**(当社**ホームページ**等に掲示)し、当該資料により議決権を行使していただくことになりました。



主な変更点

1 今まで株主総会資料として「招集ご通知」を送付しておりましたが、これからは、株主総会資料をインターネット経由でご確認いただくために、当社ホームページ等をご覧いただく方法 (URL) を記載した通知書面等をお送りします。

2 株主さまは、通知書面等を参考にパソコンやスマートフォンから株主総会資料をご覧になっていただき議決権を行使します。

※議決権行使書は、従来通り通知書面に同封いたします。

インターネットのご利用が困難な株主さま等へ

インターネットのご利用が困難な株主さま等のご事情に配慮して、書面でのご送付も可能です(「書面交付請求」)(**Q1** 参照)。ご希望の株主さまは、お取引のある証券会社または当社株主名簿管理人宛てに**株主総会の基準日(毎年3月31日)まで**(**Q2** 参照)にお手続きの完了をお願いいたします。また、書面の受け渡しがある場合もございますので、**お時間に余裕を持った早めのご対応をお願いいたします**。なお、書面交付請求を行なった後、当該基準日までの間に当社株をすべて売却し新たに買付けた場合には、改めてお手続きが必要となる場合がございます。また、一度お手続きを行なった後に、当社からご継続の意思を確認するまでは、新たなお手続きの必要はございません。

Q1

「書面交付請求」とは?

インターネットを利用することが困難な株主さま等のご事情を配慮するためのお手続きです。株主総会の基準日(当社の場合、毎年3月31日)までに、お手続きが完了した株主さまには、株主総会資料を書面でお送りします。また、議決権行使書につきましては、これまで通り書面でお送りしますので、書面交付請求をお手続きいただく必要はございません。


Q2

「書面交付請求」の受付期限は?

株主総会の基準日(当社の場合、毎年3月31日)までにお手続きを完了する必要があります。お手続きが間に合わなかった場合は、書面でのお渡しはその翌年の株主総会からとなります。

電子提供制度・書面交付請求に関するお問合せ先

株主名簿管理人
三井住友信託銀行 証券代行部

 **0120-533-600**

受付時間 9:00~17:00(土・日・休日を除く)

ぜひQ&Aもご利用ください。

<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency>

